

情報セキュリティ基本方針

制定日：2019年4月1日

改訂日：2026年9月7日

広田証券株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が取扱う情報資産（「情報」および「情報システム」の総称）を適切に保護するための基本方針として「情報セキュリティ基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定し、これを以下の通り実施し推進する。

1. 情報セキュリティ基本方針の目的

本方針は、情報資産の機密性（漏洩しない状態を保つこと）、完全性（正しい状態を保つこと）、可用性（利用可能な状態を保つこと）を維持・向上する上で、必要となる基本的な考え方を定めたものである。

2. 情報セキュリティ基本方針の位置づけ

本方針は、情報セキュリティ文書の最上位に位置する。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、当社が保有するすべての情報資産と外部委託先にて取り扱う当社情報資産とする。

4. 適用対象者

本方針の適用対象者は、当社の組織内にあって直接又は間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、当社との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、執行役、理事、監事、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、派遣社員等）とする。

5. 管理体制

当社の情報セキュリティの維持・向上を推進するための組織を設置し、それぞれの適用対象者の職務と権限を明確にする。

なお、情報セキュリティ対策実施の最高責任者は社長とする。

6. 遵守義務

すべての適用対象者は、本方針及び本方針に基づき定められた社内規程等を遵守しなければならない。

7. 教育・周知

すべての適用対象者に対して、本方針及び本方針に基づき定められた社内規程等を遵守するよう教育・周知を行う。

8. 情報セキュリティ事故の対応

情報セキュリティ事故が発生した場合、またその予兆があった場合、迅速な処置と再発防止策を講じる。

9. 監査

情報セキュリティの有効性及び妥当性の確認は、自主点検、内部監査、外部監査等により行う。

10. 罰則

本方針及び本方針に基づき定められた社内規程等の遵守を、適用対象者が怠った場合、就業規則に基づいた懲戒処分の対象となる場合がある。

11. 継続的改善

本方針は、情報セキュリティ対策向上のため継続的に見直し、改善に努める。

以上